

# 加東市地域防災計画

## 【震災対策編】

令和5年

加東市防災会議



# 目 次

第1編 総 則	
第1章 計画の前提	1
第1節 計画の趣旨	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格と役割	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	3
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務	4
第1 防災機関の事務又は業務の大綱	4
第2 市民等の責務	10
第2章 災害に関する現状と課題	12
第1節 自然的条件	12
第1 地形	12
第2 地質	13
第3 気象	13
第2節 社会的条件	15
第1 人口・世帯	15
第2 土地利用	16
第3 交通	16
第4 産業	18
第3節 地震災害の危険性と被害の特徴	19
第1 地震災害発生状況	19
第2 地震発生の危険性	23
第3 地震被害想定	26
参考資料	29
第2編 災害予防計画	
第1章 基本方針	49
第1 災害応急対策に係る備えの充実	49
第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上	49
第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備	49
第2章 災害応急対策に係る備えの充実	51
第1節 組織体制の整備	51
第2節 研修・訓練の実施	52
第1 研修	52
第2 防災訓練	52

第3	職員行動マニュアル等の作成	53
第3節	関係機関等との応援体制の整備	54
第1	県、近隣市町等との連携強化	54
第2	防災関係機関等との連携強化	54
第3	民間企業等との連携強化	54
第4	応援・受援体制の整備	54
第4節	情報収集・伝達体制の強化	55
第1	災害時非常無線通信体制の充実強化	55
第2	フェニックス防災システムの活用	55
第3	防災気象情報提供システム等の活用	55
第4	災害情報を瞬時に伝達するシステムの活用	55
第5	ICTの活用	55
第6	監視カメラの整備と活用	55
第7	市民に対する通信連絡手段の整備	55
第8	緊急地震速報の広報	56
第5節	防災拠点の整備	57
第1	地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実	57
第2	コミュニティ防災拠点の整備・充実	58
第3	広域防災拠点等との連携	59
第6節	火災予防対策の推進	60
第1	出火防止・初期消火体制の整備	60
第2	消防力の強化	61
第7節	防災資機材の整備	62
第1	自主防災組織等の資機材	62
第2	防災資機材	62
第8節	災害救急医療システムの整備	63
第1	災害対応病院等の整備	63
第2	医薬品等の確保	63
第3	市民に対する啓発	63
第4	災害医療体制等の整備	63
第9節	緊急輸送体制の整備	64
第1	緊急輸送路ネットワークの形成	64
第2	緊急交通路の確保	64
第3	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	64
第10節	避難対策の充実	65
第1	避難所等の指定	65
第2	避難所管理運営体制の整備	67
第3	施設、設備の整備	67
第4	避難所運営組織の育成	68

第5	避難所開設・運営訓練	68
第6	避難所管理・運営マニュアルの普及・周知	68
第7	新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策	69
第8	避難指示等発令判断の準備	69
第9	「マイ避難カード」等の普及による避難意識の向上	69
第11節	通勤・通学・帰宅困難者対策の推進	70
第1	普及啓発	70
第2	通勤・通学・帰宅困難者等への支援	70
第12節	備蓄体制等の整備	71
第1	基本方針	71
第2	食料	71
第3	生活必需物資	72
第4	衛生物資	73
第5	応急給水	74
第6	医薬品	74
第13節	家屋被害認定体制等の整備	75
第1	家屋被害認定体制の整備	75
第2	被災建築物応急危険度判定体制の整備	75
第3	被災宅地危険度判定体制の整備	76
第4	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進	76
第14節	廃棄物対策の充実	77
第1	実施責任	77
第2	災害廃棄物処理計画の策定	77
第3	応援体制の整備	77
第15節	要配慮者支援対策の充実	79
第1	健康・福祉・医療の連携	79
第2	要配慮者支援体制の確保	79
第3	要配慮者自らの備えの充実	80
第4	社会福祉施設等の整備	80
第5	要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施	81
第16節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	82
第1	災害ボランティア受入計画の作成	82
第2	受入体制の整備	82
第3	災害ボランティア活動の環境整備	82
第4	県災害救援専門ボランティアの活用	83
第17節	土砂災害対策の充実	84
第1	警戒避難体制の整備等	84
第2	地震に伴う土砂災害による被害を防止するための対策	84
第18節	中山間地等における地震災害対策	85

第19節	災害対策基金の積立・運用	86
第20節	重要施設の防災対策	87
第1	重要施設の登録	87
第2	平常時の取組	87
第3章	市民参加による地域防災力・減災力の向上	88
第1節	防災に関する学習等の普及	88
第1	市民に対する防災思想の普及	88
第2	市民に対する防災・減災知識の普及	88
第3	市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項	89
第4	防災要員等の養成	90
第5	防災上重要な施設の職員等に対する教育	90
第6	学校等における防災教育	90
第2節	自主防災組織の育成強化	92
第1	方針	92
第2	活動	92
第3	自主防災組織への指導、支援	93
第3節	自主防災体制の整備	95
第1	地域防災計画の策定	95
第4節	消防団の充実強化	96
第1	内容	96
第5節	企業等の地域防災活動への参画促進	97
第1	災害時に企業等が果たす役割	97
第2	企業等の平常時対策	97
第3	事業所の自衛防災組織	98
第4章	堅牢でしなやかな防災基盤の整備	100
第1節	市街地等の防災構造の強化	100
第1	安全・安心な都市づくりの推進	100
第2	市街地等の防災構造化	100
第3	市街地等を連絡する道路ネットワークの確保	100
第4	幅員狭小区間道路の解消等	100
第5	その他施設の整備	100
第2節	建築物等の耐震性の確保	102
第1	計画的かつ総合的な耐震化の推進	102
第2	公共施設の耐震化	102
第3	一般建築物耐震化の促進	102
第4	建築物の耐震性強化の普及啓発	104
第5	落下物等の対策	105
第6	ブロック塀の倒壊防止対策	105
第7	家具等の転倒防止	106

第3節	地震防災緊急事業計画	107
第1	地震防災緊急事業五箇年計画	107
第2	事業の実施	107
第4節	防災基盤・施設等の整備	108
第1	防災基盤整備事業計画	108
第2	防災基盤整備事業の実施	108
第5節	地盤災害の防止施設等の整備	109
第1	砂防設備の整備	109
第2	地すべり防止施設の整備	109
第3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	109
第4	治山施設の整備	110
第5	土地改良施設の整備	110
第6	宅地施設の整備	110
第7	災害危険区域対策の実施	111
第8	ため池施設の整備	111
第6節	交通関係施設の整備	112
第1	道路施設の整備	112
第2	災害時用臨時ヘリポートの整備	112
第7節	ライフライン関係施設の整備	113
第1	電力施設の整備等	113
第2	ガス施設の整備等	115
第3	電気通信施設の整備等	117
第4	水道施設の整備等	121
第5	下水道施設の整備等	122
第3編	災害応急対策計画	
第1章	基本方針	124
第1	迅速な災害応急活動体制の確立	124
第2	円滑な災害応急活動の展開	124
第2章	迅速な災害応急活動体制の確立	126
第1節	応急活動体制	126
第1	配備体制	126
第2	連絡・警戒体制	126
第3	災害対策本部	127
第2節	情報の収集・伝達及び報告	137
第1	情報収集・伝達手段の確保	137
第2	地震情報等の収集伝達	138
第3	被害情報の収集・調査	139
第4	被害状況報告	140

第5	施設等の被害調査	142
第6	被災者支援のための情報の収集・活用	143
第3節	防災関係機関等との連携促進	145
第1	自衛隊への派遣要請	145
第2	関係機関との連携	148
第4節	災害救助法の適用	151
第3章	円滑な災害応急活動の展開	153
第1節	消火活動等の実施	153
第1	地震火災の消火活動	153
第2	水防活動	154
第2節	救助・救急、医療対策	155
第1	人命救出活動	155
第2	救急医療活動	155
第3	医療・助産対策	157
第3節	交通・輸送対策	159
第1	交通確保対策	159
第2	緊急輸送対策	160
第3	ヘリコプターの運航	161
第4節	避難対策	164
第1	避難指示	164
第2	避難誘導	165
第3	警戒区域の設定	165
第4	避難所の開設	166
第5	避難所の運営	166
第6	避難所設備の整備	170
第5節	住宅の確保	172
第6節	食料・飲料水及び物資の供給	175
第1	食料の供給	175
第2	応急給水	176
第3	緊急物資の供給	177
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	179
第1	健康対策	179
第2	食品衛生対策	180
第3	感染症対策	180
第4	遺体の火葬等	181
第8節	生活救援対策	183
第9節	要配慮者支援対策	184
第10節	愛玩動物の収容対策	187
第11節	災害情報等の提供と相談活動	188



第 1 節	災害広報	188
第 2 節	災害相談	189
第 3 節	災害放送の要請	190
第 1 2 節	廃棄物対策	192
第 1 節	ガレキ処理	192
第 2 節	ごみ処理	192
第 3 節	し尿処理対策	193
第 1 3 節	環境対策	195
第 1 4 節	災害ボランティアの要請・受入れ	196
第 1 5 節	鉄道施設の応急対策	198
第 1 6 節	ライフラインの応急対策	199
第 1 節	電力の確保	199
第 2 節	ガスの確保	203
第 3 節	電気通信の確保	205
第 4 節	水道の確保	210
第 5 節	下水道の確保	211
第 1 7 節	教育対策	214
第 1 8 節	保育対策	216
第 1 9 節	警備対策	217
第 2 0 節	旅客、帰宅困難者対策	218
第 2 1 節	農林関係対策	219
第 2 2 節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等	221
第 1 節	土砂災害	221
第 2 節	道路	221
第 3 節	河川	221
第 4 節	ダム	222
第 5 節	ため池	222
第 6 節	森林	222
第 7 節	農地・農業用施設	222
第 8 節	宅地	222
第 9 節	建築物等	223
第 1 0 節	公園	223
第 1 1 節	危険物施設	223
第 4 編 災害復旧計画		
第 1 章	災害復旧事業の実施	224
第 1 節	災害復旧事業の種類	224
第 2 節	激甚災害の指定に関する事項	224
第 3 節	災害復旧事業に必要な金融に関する事項	226

第2章	生活再建支援	228
第1	災害弔慰金等の支給等	228
第2	生活福祉資金の貸付	228
第3	被災者生活再建支援金の支給	228
第4	兵庫県災害援護金等の支給への協力	229
第5	租税の減免等	229
第6	介護保険における措置	229
第7	公共料金の特例措置	230
第8	職業のあっせん	230
第9	その他	230
第3章	災害公営住宅の建設	231
第4章	災害義援金の募集等	232
第5編	災害復興計画	
第1章	組織の設置	233
第1	復興本部の設置	233
第2	復興本部の組織・運営	233
第2章	復興計画の策定	234
第1	復興計画の策定手順	234
第2	復興計画の内容	235
付編	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章	総則	238
第1	推進計画の目的	238
第2	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	238
第3	被害の想定	238
第2章	関係者との連携協力の確保	239
第1	他機関に対する応援要請	239
第2	帰宅困難者への対応	239
第3章	地震の連続発生等への対応	240
第1	気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	240
第2	時間差発生等における円滑な避難の確保等	240
第4章	防災訓練計画	244
第5章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	245
第6章	地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	246